

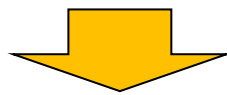


## 会社側 前回交渉での回答を変える

### 「聞こえが悪いから改ざんと言わない」

申9号労働時間の改ざん及び賃金未払いに関する緊急申し入れ  
申10号酒田場面における労働時間不足に関する申し入れ

申6号会社回答 「故意ではないが労働時間の改ざん、違法状態であり賃金未払いが発生していた」



申9・10号会社回答 「労働時間に変更はなく賃金未払いは発生していない。」

労働組合が指摘しなければ気づくこともなかったのではないか？それを業務上のエラーで済ませて良いのか？

「2度と発生させない」と会社は主張しますが「改ざんは聞こえが悪いから改ざんという言葉は使わない」とする姿勢からは、同じ過ちを会社は繰り返すと思わざるを得ません。

**東日本ユニオンはこれからも賃金未払いを発生させず  
適切な労働時間についてチェック機能を果たします！**